

## 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」とする）について、下記いずれの要件にも該当しない場合において独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社及び当社関係会社を主要な取引先とする者<sup>(注1)</sup>、又はその業務執行者
- ② 当社及び当社関係会社の主要な取引先<sup>(注2)</sup>、又はその業務執行者
- ③ 当社及び当社関係会社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接的又は間接的に保有している者）、又はその業務執行者
- ④ 当社及び当社関係会社が総議決権の10%以上の議決権を直接的又は間接的に保有している者、又はその業務執行者
- ⑤ 当社から役員報酬以外の一定額<sup>(注3)</sup>を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等
- ⑥ 当社から一定額<sup>(注3)</sup>を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、主幹事証券会社、コンサルティングファーム等に所属する者
- ⑦ 当社から一定額<sup>(注3)</sup>を超える寄付・助成を受けている者、又はその業務執行者
- ⑧ 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者である者
- ⑨ 上記①～⑧に過去3年間において該当していた者
- ⑩ 上記①～⑧に該当する者が重要な者<sup>(注4)</sup>である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

(注) 1. 「当社及び当社関係会社を主要な取引先とする者」とは、「直近事業年度におけるその者の年間連結売上高3%以上の額の支払いを当社から受けた者」をいう

(注) 2. 「当社及び当社関係会社の主要な取引先」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の3%以上の額の支払いを当社に行っている者」をいう

(注) 3. 「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう

(注) 4. 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう